

土地改良区の「維持管理計画」の変更について

平成28年2月4日（木）

熊本県農村計画課土地改良指導班

1 土地改良区の維持管理計画とは

土地改良法の中には、実は「維持管理計画」という表記はありません。土地改良法第7条第1項などに登場する「土地改良事業計画」が正式名称です。土地改良法施行細則第14条の2第1項第6号では、この土地改良事業計画に定めなければならない事項の一つとして、「土地改良施設の管理の場合には、管理すべき施設の種類及び管理方法」と規定されており、これを定めたものが通常「維持管理計画」と呼ばれるものです。

土地改良区が新設されるときには、定款と併せて知事の認可が必要になるため、土地改良事業計画書（維持管理計画書）は皆さんの土地改良区にも必ずあるはずです。

（土地改良事業計画） 土地改良法施行細則（一部省略）

第14条の2 法第7条第1項の土地改良事業計画においては、（中略）次に掲げる事項を定めなければならない。

6 土地改良施設の管理の場合には、管理すべき施設の種類及び管理方法

2 維持管理計画の変更とは

上記のことから、維持管理計画の変更は、土地改良法第48条以下に規定された「土地改良事業計画の変更」手続きによって変更することになります。

3 維持管理計画書がないと

適正な維持管理計画書が整備されていない（適時変更がなされていない）と、通常の維持管理以外に次のようなトラブルが発生する可能性があります。

- ①土地改良区申請で県営事業（機能更新事業）を行う場合に、当該施設を土地改良区が管理している証明ができない（→同意省略ができない）。
- ②他目的使用を許可する際に、当該土地改良施設が土地改良区の管理施設であることが証明できない。
- ③事故等が発生したときの責任の所在を確認できない。
- ④合併の知事認可申請ができない。
- ⑤解散又は地域縮小する際に、市町村又は他の土地改良区に管理を引き継ぐ土地改良財産が確認できない。
- ⑥地区の追加、除外ができない。

⑦複式簿記に移行できない。

※一部は会計細則に定める土地改良施設台帳でも可

4 どのようなときに変更手続きをしなければならないのか

維持管理計画書は定款第3条（地区）、第4条（事業）と連動しており、その内容に修正が生じたときは変更手続きが必要になりますが、特に次のような場合には変更手続きが必要です。

- ①県営事業等で土地改良施設の管理委託又は財産譲与を受けたとき
- ②県営事業等の換地処分で土地改良施設を取得又は変更が生じたとき
- ③県営事業等に伴い新たな地区を編入するとき
- ④事業を縮小または廃止したことにより、当該地区を除外するとき。
- ⑤合併における知事認可申請時

（地区） ※一部抜粋

第3条 この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

（事業） ※一部抜粋

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行なう。

- 1 何川から引水するかんがい施設及び何川への排水施設の維持管理
- 4 地区全域にわたる農道の維持管理

5 変更認可申請手続の流れ ※別添変更手続一覧参照

- ①維持管理計画概要書、維持管理計画書（案）、図面等の作成
 - 作成にあたっては、換地計画書、財産譲与契約書、管理委託契約書、市町村が管理する地図、法務局の登記簿及び法14条地図等のデータを参考資料として収集してください。
 - 特に第3章の施設一覧の作成が作業の中心となりますので、まずは土地改良施設台帳の作成から着手してください。
- ②市町村長との協議及び計画概要書の公告
 - 維持管理計画書のうち、「地域」または農林水産省令で定める「重要な部分」の変更を変更する場合は、関係市町村長と協議する必要があります。
 - 農林水産省令で定める重要な部分の変更とは
 - ア 主要工事計画
 - イ 管理すべき施設の種類
 - ウ 管理の方法で貯水、放流、取水、導水及び排水の時期及び水量並びに干

ばつ時及び洪水時における措置に係るもの

エ 事業費

- 具体的には、計画概要書にて協議を書面で行い、「変更に異議がない」旨の回答を得ることになります。
- また、③の同意徴収前に、市町村において事前に公告を行うため、併せて公告依頼を行うことになります。

③組合員等からの同意徴収

- 維持管理計画書の変更を行うときは、土地改良法第48条第3項に規定する同意徴収等の手続が必要になる場合があります。
- 同意徴収が必要な場合
 - ①地域を変更する場合（土地改良法66条に規定する地区除外を除く）
 - ②農林水産省令で定める重要な部分の変更
 - ③事業による組合員の負担の変更
- このうち、地域を変更する場合の同意徴収は、次のようになります。
 - ①地域の追加または除外地の面積が、それぞれ従前の受益地面積の10%以上場合は、組合員及び追加される土地の3条資格者の3分の2以上の同意
 - ②地域の追加または除外地の面積が、それぞれ従前の受益地面積の10%を超えない場合は、「除外地の組合員、または追加される土地の3条資格者の3分の2以上の同意」

④総会（総代会）の議決

- 総会（総代会）の議事は、土地改良法第33条の規定により、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決することが必要です（特別議決）。

（重要事項の議決方法） ※一部抜粋

第33条 次に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

- 1 定款の変更
- 2 土地改良事業計画の設定若しくは変更、（中略）又は土地改良事業の廃止
- 3 解散又は合併

⑤土地改良事業計画（維持管理計画）変更認可申請

（土地改良事業計画の変更等）

第48条 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

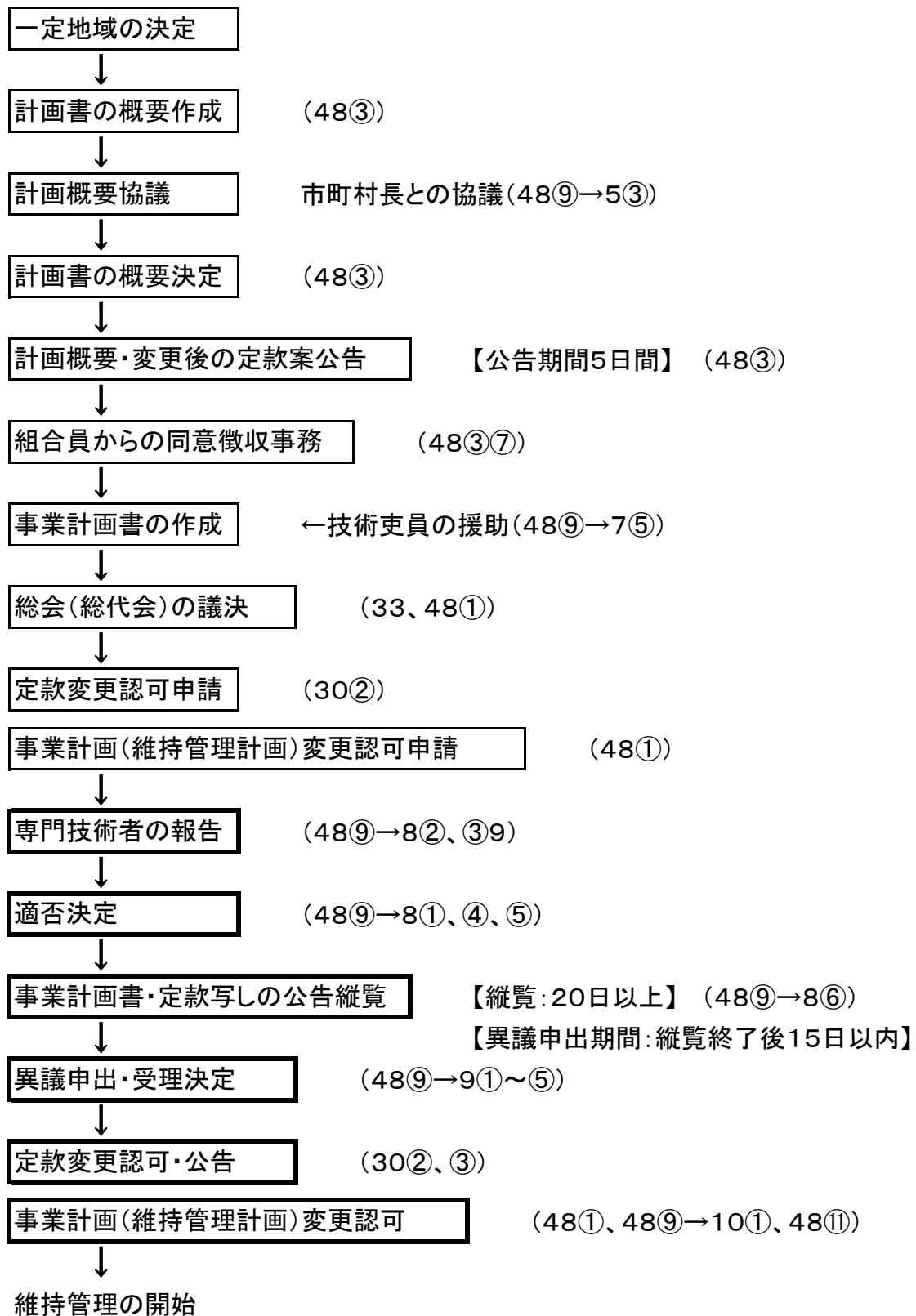
6 認可申請後の処理

- 土地改良区の土地改良事業計画（維持管理計画）変更認可申請書は、定款変更の場合と同様に、各広域本部で受理することになります。
- 農村計画課では適否決定を行い、維持管理計画書の公告・縦覧を行います。
- 縦覧期間は20日間で、その後異議申立期間を15日間とります。
- 異議申し立てがなければ、期間満了後変更認可を決定し、併せて変更の公告を行います。

7 維持管理計画書がない、あるいはきわめて不十分

- 手続きとしては、あくまでも「変更」という形式をとりながら、実務上は次のような取り扱いを行います。
- 同意徴収は、地域または農林水産省令で定める重要な部分、組合員の負担の変更がなくとも、全組合員の3分の2以上の同意をお願いします（新規扱い）。
- 申請には新旧対照表ではなく、新維持管理計画書全文を添付してもらいます。

土地改良区事業計画書(維持管理計画書)変更手続一覧



土地改良区が行う事項
 県が行う事項

土地改良区維持管理計画書例

第1章 地域及び地積

維持管理事業の受益地域を明記し、市町村別、大字別、地目別の地積を次の様式により記載する

市町村名及び大字名	地 積				備 考
	田	畑	その他	計	
	h a	h a	h a	h a	

第2章 地域の現況

第1節 地 形

地域内外の形状（標高、傾斜、土地起伏など）、各地目の分布状況を簡略に記載する。

第2節 気 象

気象の状況について説明し、災害など特殊な気象条件についてその特異性及びその頻度を記載する。

第3節 水利状況

当該地域に関係する河川、溜池等の分布状況及び用水の過不足状況、排水の状況などを記載する。

第4節 耕地面積

- (1) 地域内の市町村別、作物別作付面積、平均一戸当たり耕作面積
- (2) 地域内の一毛作、二毛作田面積

第3章 維持管理計画

第1節 目 的

施行しようとする維持管理の内容に従い、目的を具体的に記載する。

第2節 かんがい施設関係

- (1) かんがい施設（用水路を含む）の種類、規模及び維持管理の方法

(ア) 用水路

番号	水路名	延長 m	通水量 ⑩/s	勾配	構造	断面			主要構造物	関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
						底巾 m	側法勾配	深さ m					

(注) 上記様式に用水路を列記し「主要構造物」欄の隧道、伏越、掛樋、暗渠などについて枠の外にその延長、断面、構造を記載すること。

(イ) 井 堰

番号	名称	所在地	取水河川名	湧水量	構造			取水量		関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
					構造	堰長 m	堰高 m	代掻期 ⑩/s	普通期 ⑩/s				

(ウ) 溜 池

番号	名称	所在地	集水地区及び面積 h a	構造			有効貯水量 ⑩	関係地区及び面積	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
				種類	堰長 m	堰高 m					

(エ) 揚水機場

番号	名称	所在地	水源及びその状況 h a	揚水機			原動機			実揚程 m	用水量	関係地区及び面積 h a	建物等の附属建物	維持管理方法
				種類	口径 m/m	台数	種類	台数	能力 HP KW.V					

〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
----------------	----

「建物等の附属設備」欄は、ポンプ小屋、管理人小屋などを記載し、上記の枠外に個々の構造、規模等を記載すること。

(ア)～(エ)以外の施設があるときは更にそれも記載すること。

施設別の維持管理の方法の他、総合的な維持管理の方法等があるときは別に記載すること。

(2) 配水の時期及び方法

水系別の取入口での取水時期及び幹線的な水路の分水施設ごとの配水時期、配分方法、用水量及びかんがい面積を記載すること。

(3) 干ばつ時における処置

干ばつ時における配水方法及びその配水方法によってなお水不足の場合の対策を記載すること

(4) 他の農業水利団体との関係

(ア) 水系上上流に位置する他の水利組織及び下流に位置する水利組織あるいは当土地改良区の水源地を共用する他の水利組織との取水量及び維持管理の方法などに関する慣行または契約事項について記載すること。

(イ) 当土地改良区の区域内で末端施設を維持管理する水利組織があるときは、それらとの慣行または契約事項について記載すること。

(5) 制裁規定

維持管理計画に記載した内容に違反した場合における制裁規定があれば記載すること。

第3節 排水施設関係

(1) 排水施設（排水路を含む）の種類、規模、構造及び維持管理の方法

(ア) 排水路

番号	水路名	延長 m	通水量 ⑩/s	勾配	構造	断面			主要構造物	関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
						底巾 m	側法勾配	深さ m					

(注) 「主要構造物」として暗渠等を記入し、枠の外に個々について、その延長、断面構造等を記載すること。

(イ) 排水機場

番号	名称	所在地	揚水機原動機			実揚程	排水量	吐き出し河川	関係地区及び面積 h a	建物等の附属施設	維持管理の方法	〇年〇月〇日現在の残耐用年数	備考
			種類	口径	台数								
				mm									

(注) 「建物等の附属設備」は、ポンプ小屋、管理人小屋などを記入し枠外に個々の構造、規模等を記載すること。

(ア) (イ) 以外の施設があるときは更にそれも記載すること。又 (ア) (イ) などの施設について総合的な維持管理の方法があるときは、別に記載すること。

(2) 排水の時期及び方法

系統別の排水の順序、方法及び時期などを記載すること。

(3) 洪水時における処置

洪水時における排水方法を記載すること。

(4) 他の農業水利団体との関係

当土地改良区の地区からの排水が下流部へ与える影響を記載する。他地区との共用排水路がある場合の慣行、契約事項について記載すること。

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設関係

(1) 農業用道路の規模、構造及び維持管理方法

番号	名称	所在地	延長 m	最大勾配	巾員	路面構造	付 属 構 造 物			関係地区及び面積 h a	維持管理の方法	○年○月○日現在の残耐用年数	備考
							橋梁 ヶ所	暗渠 ヶ所	その他 ヶ所				
			m				ヶ所	ヶ所	ヶ所	h a			

(2) その他農用地の保全又は利用上必要な施設の種類、規模、構造及び維持管理の方法。

階段工、土留工、防風林、防災溜池などの維持管理を行っている場合は、それらの種類別に規模、構造、維持管理の方法などについて記載すること。

第5節 他の事業等との関係

(1) 他種事業（上水道等）と地区内施設との関係

(2) 森林、運輸、漁業等との関係

(3) 当土地改良区の維持管理事業と、治水との関係

(4) 地区外上流部又は区域内の住宅工場地域からの汚水の流入状況その影響

(5) その他当土地改良区と外的環境との関係

以上各号について、当土地改良区と農業以外の環境との相互関係、管理している施設の他目的への使用状況などについて記載し、それらが当土地改良区の管理事業から受けまたはそれらへ及ぼす影響を記載すること。

第4章 維持管理費

施設	通常の維持管理費	補修費	運 転 費
水 路	配水費、草刈費、浚渫費	補修費	操作費
井 堰	管理費	補修費	
溜 池	管理費、草刈費	補修費	運転費、動力費
用排水機場	管理費、検査費	補修費	
農 道	草刈費	補修費	

その他敷地料などがあるが過去の支出状況により経常的に要する各施設の年間維持管理費をその各施設の維持管理方法及び投入する労力、資材などを根拠に次の表に記入し積算すること。

種 類	番 号	名 称	通常維持管理費				修 理 費				運 転 費			
			種目	数量	単価	経費	種目	数量	単価	経費	種目	数量	単価	経費
計														

物価の変動及びその年の事情により臨時に支出をする経費は、その都度積算して注記すること。

第5章 効 果

この維持管理による減産防止、災害防止等の効果について記載すること

第6章 図 面

第1節 土地改良区区域位置図

第2節 用水関係図

- (1) かんがい施設（用水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面（縮尺1/3,000）（第3章第2節（1）に記載した施設を網羅すること。）
- (2) 用水の水系及び配水（自然分水流入を含む）の順序を記載した図面（第3章第2節（2）に記載した事項と一致すること。）

第3節 排水関係図面

- (1) 排水施設（排水路を含む）の位置及び受益地域を記載した図面（縮尺1/3,000）（第3章第3節（2）に記載した事項と一致すること）
- (2) 排水系統図（第3章第3節（2）に記載した事項と一致すること。）

第4節 農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の位置及び受益地域を記載した図面（第3章第4節（1）（2）に記載した事項と一致すること。）（縮尺1/3,000）

第5節 土地改良区の地区内外の用水及び排水の関係ならびに他の事業及び他の農業水利団体との関係を記載した図面（第3章第2節（4）同章第3節（4）及び同章第5節の記載事項と一致すること。）

土地改良区ダム管理規程例

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、〇〇事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第〇章第〇節に基づき、〇〇ダム（管理事務所、電気施設、通信施設、その他の附属施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理者の業務)

第2条 ダム管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程の定めるところにより、ダムを管理するものとする。

2 管理者は、ダムの操作にあたっては農業、〇〇事業相互間の受給調整について留意し、水資源の有効利用を図らなければならない

【備考】農業専用のダムにあつては、第2項を削る。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ〇〇土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 貯水、取水または放流に関する事項

第1節 ダムの水位及び貯水

(満水位)

第4条 ダムの満水位は標高〇〇メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(低水位)

第5条 ダムの低水位は標高〇〇メートルとし、監査、補修その他特に必要とする場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(水位の基準)

第6条 ダムの水位は、すべて堤体（又は取水塔）に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

(貯水)

第7条 管理者は、かんがい用水等を確保するため、ダム容量配分計画により原則として毎年〇月〇日までにダムの貯水を満水位にするものとする。

2 ダム容量配分計画は別表のとおりとする。

(かんがい用水のための利用)

第8条 かんがい用水のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行なうものとする。

(〇〇事業のための利用)

第9条 〇〇事業のための利用は、標高〇〇メートルから標高〇〇メートルまでの容量、最大〇〇立方メートルを利用して行なうものとする。

【備考】農業専用のダムにあっては、本条を削る。

第2節 取水

(かんがい期間)

第10条 毎年〇月〇日から〇月〇日までをかんがい期間とする。

(かんがい用水の取水)

第11条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮して受益地の必要な水量をダムから取水しなければならない。

2 管理者は、かんがい期間において異常渇水等によって必要な水量を取水することが困難な場合には、理事長に報告し、その指示を受けて適切な措置を取らなければならない。

(計画取水量)

第12条 かんがい用水のためのダムからの取水量は、次に掲げる量を基準とする。

〔例〕

〇〇用水取水量

〇月〇日から〇月〇日まで、毎秒〇〇立方メートル

【備考】ダム地点において直接取水せず、河川を利用して下流地点において取水する場合にあっては、次項により記載し、第11条及び第13条中「取水」とあるのは「放流」と改めるものとする。

2 かんがい用水のためのダムからの放流量は、下流各地点における時期別の取水量からそれぞれの取水地点における河川の自然流量を控除した量とし、次に掲げる水量を基準とする。

〔例〕

(単位 毎秒立方メートル)

地点	区分	かんがい期間				その他の期間
		苗代期	移植期	普通期		
		○月○日 ○月○日	○月○日 ～○月○日	○月○日 ～○月○日	○月○日 ～○月○日	
○○	計画取水量ダム放水量					
○○	計画取水量ダム放水量					

【備考】 かんがい用水のための利用がないダムにあつては第10条から第12条までを削る。

(○○事業の取水)

第13条 管理者は、○○事業のため、かんがい期間にあつては毎秒○○立方メートル、その他の期間にあつては、毎秒○○立方メートルをダムから取水することができるよう努めるものとする。

2 管理者は、ダムの操作を行なおうとする場合において、○○事業の取水に影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、○○事業の責任者と協議するものとする。

【備考】 農業専用のダムにあつては、本条を削る。

(責任放流)

第14条 ダムからの責任放流量は、毎秒○○立方メートルとする。

【備考】 責任放流の規定のないダムにあつては、本条を削る。

第3節 放 流

(放流の制限)

第15条 ダムに貯留された水は、次の各号の1に該当する場合に限り放流（取水のための放流を除く。）するものとする。

- (1) 水位が満水位を超えるとき。
- (2) 第25条から第28条までの規定により洪水時の調節を行なう必要があるとき。
- (3) 第21条の規定により点検整備を行なう必要があるとき。
- (4) その他特に止むを得ない理由により必要があるとき。

(放流量)

第16条 ダムから放流を行なう場合の放流量は、洪水時の調節を行なうときを除き、毎

管理規程例

秒〇〇立方メートルを超えてはならない。

2 洪水とは、ダムへの流入量の最大が毎秒〇〇立方メートルを超える出水をいう。

(放流の通知)

第17条 管理者は、ダムから放流することによって下流の水位に著しい変動を生ずると認めるときは、これによって生ずる危害を防止するため（関係機関）に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

【備考】（関係機関）については、関係の土地改良区、市町村、警察、土木出張所等を具体的に列記する。

第3章 ゲートの操作

(余水吐ゲートの操作)

第18条 余水吐ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の1に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (1) 第15条に規定する放流を行なうとき。
- (2) 第21条の規定による余水吐ゲートの点検整備を行うとき。

【備考】余水吐ゲートのないダムにあつては、本条を削る。

(取水塔ゲートの操作)

第19条 取水塔ゲートは、取水の必要に応じて開扉するものとし、常に貯水位から〇メートル以内の水深にある水を取水するように操作するものとする。

2 第21条の規定による取水塔ゲートの点検整備は、かんがい期間以外の期間に行なうものとする。

(放水ゲートの操作)

第20条 放水ゲートは、常に閉塞しておくものとし、次の各号の1に該当する場合には、これを操作するものとする。

- (1) 第18条第1号に規定する余水吐ゲートの操作のみによっては所要の放流を行なうことができないとき。
- (2) 堤体等を点検し又は補修するため、貯水位を低下させる必要があるとき。
- (3) 堆積土砂の掃流を行なうとき。
- (4) 第21条の規定により放水ゲートの点検整備を行なうとき。
- (5) その他止むを得ない理由により、貯水位を低下させる必要があるとき。

【備考】放水ゲートのないダムにあつては、本条を削る。

〔注 意〕ゲートの操作の具体的方法等については、それぞれの施設に応じて必要な規定を記載すること。

第4章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第21条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行ない、特にゲート及び予備電源設備については適時試運転を行なわなければならない。

(ダム及びその周辺の監視)

第22条 管理者は、ダム及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第5章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第23条 管理者は、次の各号の1に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

- (1) ○○气象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- (2) その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第24条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象、水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- (2) 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量の時期的変化を予測すること。
- (3) 洪水調節計画をたて、予備放流を行なう必要があるときはその水位を定めること。
- (4) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検、整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

【備考】放流ゲートのないダムにあつては第3号及び第4号を削る。

(予備放流)

第25条 管理者は、次条の規定により洪水調節を行なう必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第3号により定めた予備放流水位を超えているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行なわなければならない。

(洪水調節)

第26条 管理者は、流入量が毎秒〇〇立方メートルに達した後は、流入量が一旦最大に達し再び毎秒〇〇立方メートルに減少するまでの間、毎秒〇〇立方メートルの流水をダムから放流することにより洪水調節を行なわなければならない。

ただし、管理者は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節後における水位の低下)

第27条 管理者は、前条の規定により洪水調節を行なった後において、ダムの水位を低下させる必要があると認めるときは、下流に支障を及ぼさない程度の流量を限度としてダムから放流を行なわなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第28条 管理者は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行なうことができる。

【備考】放流ゲートのないダムにあっては、第25条から第28条までを削る。

(洪水警戒体制の解除)

第29条 管理者は気象及び水象の状況により洪水警戒の必要がなくなったと認めたときは、堤体等の異状の有無を点検し、異状を認めたときはすみやかに必要な措置をとり、その後に洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時における措置)

第30条 管理者は、ダムの貯水状況及び長期にわたる降雨量の予報等を勘案して、かんばつのおそれがあると認めたときは、原則としてダムからの放流を停止し、理事長および〇〇事業の責任者等のダム利用者の意見を聞いて、取水に関する節水計画をたて、これにより取水を行ない、著しい用水不足を生じないように努めなければならない。

第6章 観測及び調査に関する事項

(気象及び水象の観測)

第31条 管理者は、気象及び水象について、次に掲げる事項を定期的に観測しなければならない。

(1) 気象関係

天気、気温、湿度、風力及び方向、降雨量、積雪量等

(2) 水象関係

水位, 流入量, 放流量, 取水量, 水温, 結氷等

(ダムの滞砂状況の調査)

第32条 管理者は, 毎年低水位時(〇月)に1回又は洪水の直後で必要があると認めるときはダムの滞砂状況を調査しなければならない。

(堤体の調査)

第33条 管理者は, 堤体に設置された測定機器により, 堤体の温度及び変位(沈下, 移動量)堤圧(間隙水圧, 土圧, 揚圧力), 漏水等について調査又は観測を行なわなければならない。

(管理日誌)

第34条 管理者は, ダム管理日誌を備え, 次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 前3条の規定による調査又は観測の結果
- (2) ダムの状況及び点検整備に関する事項
- (3) 緊急時における措置に関する事項
- (4) ゲートの操作を行なったときは, 操作の理由, 操作の時刻, 開度, 取水量又は放流量
- (5) その他ダムの管理に関する事項

2 管理者は, 毎月10日までに前月分の管理日誌を取りまとめ, 理事長に提出し, その内容を報告しなければならない。

附則

この規程は, 認可の日(平成〇年〇月〇日)から施行する。

土地改良区頭首工管理規程例

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、〇〇事業によって造成された土地改良施設の維持管理計画書第〇章第〇節に基づき、〇〇頭首工（管理事務所、電気施設、通信施設その他の附帯施設を含む。以下同じ。）の維持、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(異例の処置)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ〇〇土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。

ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、事後すみやかに理事長に報告するとともに、事後速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水、放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水 位

(水位の制限)

第4条 頭首工地点における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高〇〇メートルを上限とし、標高〇〇メートルを下限とする。

2 管理者は、前項に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行ない、かつ、河川の流量を努めて恒常的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、堤体（又は取水ゲート）に取り付けられた水位計の示度によるものとする。

第2節 取 水

(かんがい期)

第6条 毎年〇月〇日から〇月〇日までの期間をかんがい期間とする。

(取水)

第7条 管理者は、かんがい期間において、気象、水象及びかんがいの状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 頭首工地点からのかんがい用水の取水量は、次に掲げる量を基準とする。

〔例〕

(単位 立方メートル/秒)

時期別 用水名	かんがい期間				その他の 期間	備考
	苗代期	移植期	普通期			
	○月○日 ～ ○月○日	○月○日 ～ ○月○日	○月○日 ～ ○月○日	○月○日 ～ ○月○日		
○○用水						

(取水時のゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行なうときは、頭首工の水位及び取水量に応じて制水門ゲート及び取入水門ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、取入水門の内側（幹線用水路）に取り付けられた量水標の示度によるものとする。

2 管理者は、取水量の正確を期するため毎年1回量水標地点の流量測定を行ない、その結果に基づいて取水量測定表を補正するものとする。

第3節 放流及びゲートの操作

(責任放流及び平常時の放流)

第11条 頭首工の責任放流量は毎秒○○立方メートルとし、頭首工の水位が標高○○メートル（上限）以内のときは、制水門ゲートのうち○基のみを開扉し、これの調節により水位を標高○○メートル（下限）から標高○○メートル（上限）の間に保ちつつ放流するものとする。

(出水時の放流)

第12条 頭首工の水位が前条の量を超え、以後増水するときは、順次に他の制水門ゲートを開扉し水位を標高○○メートル（上限）に保ちながら放流するものとし、さらに水管理規程例

位が標高〇〇メートル（上限）をこえて増水するときは、すべての制水門ゲートを全開の状態におくものとする。

2 頭首工の水位が標高〇〇メートルを超えたときは、取入水門ゲートを閉扉するものとする。

（出水後の操作）

第13条 頭首工の水位が標高〇〇メートル（上限）に減じた後は、水位を標高〇〇メートル（上限）に保ちながら減水に応じて前条第1項の開扉と逆の順序で制水門ゲートを順次閉扉するものとする。

（舟通し閘門の操作）

第14条 頭首工地点を通過しようとする舟艇のあるときは、航行の安全を確かめ、速やかに舟通し閘門を操作して通過させるものとする。

（魚道の放流）

第15条 頭首工附帯の魚道調節門からは毎秒〇〇立方メートル以上の水量を常時放流するものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

（点検及び整備）

第16条 管理者は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報、通信連絡及び観測のために必要な設備、管理のために必要な船舶及び車両並びにこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

（監視）

第17条 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行ない、その維持及び保全に支障を及ぼす行為の取締り並びに危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

（洪水警戒体制）

第18条 管理者は、次の各号の1に該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

- （1） 〇〇气象台から関係地域に対して降雨に関する注意報又は警報が発せられたとき。
- （2） 頭首工の水位が標高〇〇メートルを超えることが予想されるとき。

(洪水警戒体制時の措置)

第19条 管理者は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、職員を呼集してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 関係の气象台、市町村、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密接に行なうこと。
- (2) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置をとること。
- (3) 常に河川流量及び水位に注意し、第12条の規定による頭首工の操作に万全を期すること。

(洪水警戒体制の解除)

第20条 管理者は、頭首工の水位が標高〇〇メートル以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第2節 かんばつ

(かんばつ時の措置)

第21条 管理者は、かんがい期において、頭首工の水位が標高〇〇メートル以下に低下するおそれがあるときは、その水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 雑 則

(管理日誌)

第22条 管理者は、頭首工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 気象（天候、気温、降雨量及び積雪量等）
- (2) 水象（水位及び水温等）
- (3) 頭首工地点における放流量
- (4) かんがい用水取水量
- (5) ゲートの操作の時刻及び開度
- (6) 点検及び整備に関する事項
- (7) その他頭首工の管理に関する事項

2 管理者は、毎月10日までに前月分の管理日誌を理事長に提出し、その内容を報告しなければならない。

附則

この規程は、認可の日（平成〇年〇月〇日）から施行する。

